横領事件の被害者になったら

トリニティーは、2006年の創業以来、数多くの経営者が抱える横領問題を解決するためカメラを提供し、事件を解決してきました。
横領問題を解決しようとしたとき、その対応方法や問題解決後の対策など計画的に推し進める必要があります。
まずは一通りこの資料に目を通していただき弊社の担当スタッフと相談していただいた上でご契約を進めていただければと思っております。
何卒、よろしくお願いいたします。

株式会社トリニティー　兼松拓也

目次

・横領事件が起きた時の心構え
・着地をどうするか決める～雇用継続・解雇・刑事訴訟～
・隠しカメラの設置
・証拠撮影後の対応
　①録画映像は犯人に見せない
　②必ず2人体制で録音しながら
　③コンプライアンスを守りながら話し合い処罰する
・問題解決後の対応～隠しカメラから普通の防犯カメラへ～
・二度と横領行為が起きないようにするために
・著者

横領事件が起きた時の心構え

現金を扱う現場では多くの横領事件が起きております。人間関係が悪くなるどころか、経営を圧迫することにもなります。弊社では数多くの横領事件解決のためにカメラを納品させていただいており、撮影された事件の映像は問題解決への証拠として利用していただいております。
まず、気を付けること（心構え）は以下の通りです。

・怒らず、冷静に対処する。まずは普段通り仕事を続ける。
・相手が犯罪を犯していても、経営者はコンプライアンスに則って行動する必要がある。
・憶測で考えず、しっかりと準備して証拠をつかみ、最後は弁護士・社労士などのプロに相談。

カメラを設置する前に、映像が撮影できた際にどういう行動をとるか、あらかじめ決めておく必要があります。

着地をどうするか決める～雇用継続・解雇・刑事訴訟～

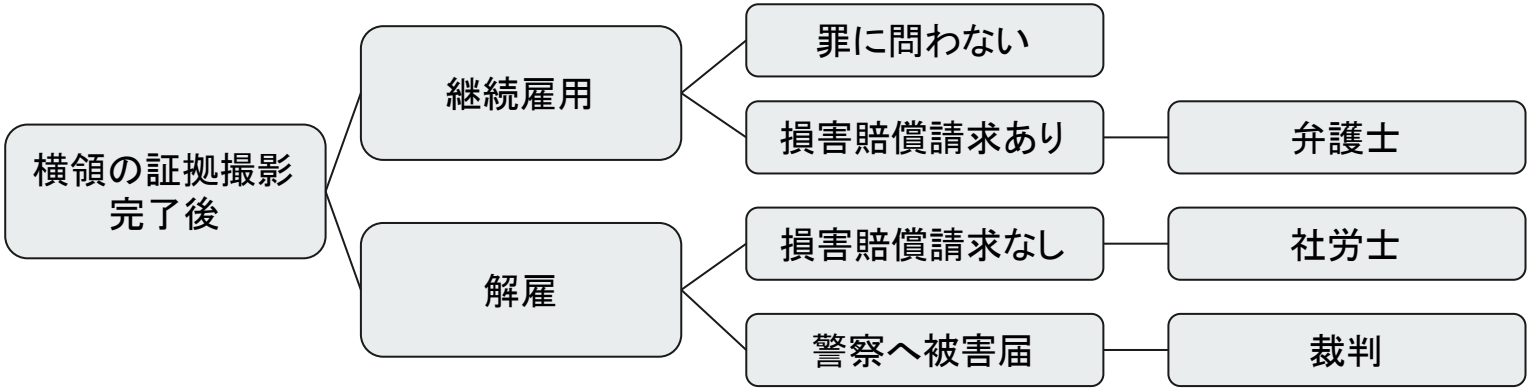

基本的には解雇になる場合が多いのですが、犯人が身内の場合などは継続雇用することもあります。
証拠撮影後、継続雇用を続け、罪に問わないと決めた場合は、カメラを設置する必要はないでしょう。
ただし、それ以外の場合は、カメラで証拠を撮影し記録を保存する必要 があります。

隠しカメラの設置

隠しカメラは以下のようなフローで設置します。

下見（設置可能かどうかの確認と判断）
↓
見積提出後、契約
↓
設置工事（休業日や夜間に工事することが多い）
↓
証拠撮影完了後、バックアップ

証拠撮影後の対応

①録画の映像は犯人に絶対見せない

録画画像を犯人に見せると苦し紛れに、これは後で返すつもりだった、間違えた、手が滑っただけ、など到底理解できないような言い訳をすることがほとんどです。映像は見せず、【証拠が撮影できた、やったかやらなかったか、話すつもりがないのであれば警察に証拠を出す】と伝えてください。絶対に映像を犯人に見せてはいけません。

②必ず2名体制で録音しながら話を聞いてください

逆上して怒鳴り散らしたり、手を出す人間もいます。また密室の場合、セクハラされたなどと言い出す人もいます。必ず2名（犯人が女性の場合は必ず女性を1名入れる）で、録音をしながら対応をお願いします。

③コンプライアンスを守りながら話し合い処罰する

被害額を勝手に給料から引いたりすることはできません。また必要以上の拘束もしてはいけません。30分以内に収めてください。面談が終わってある程度の方向性が決まったら必ず社労士や弁護士などプロの指示に従って動いてください。逆に訴えられる可能性を防ぎましょう。

問題解決後の対応～隠しカメラから普通のカメラへ～

問題が解決した後は、隠しカメラから普通の防犯カメラへの変更をお勧めします。カメラ一台分の費用と取付作業費だけで交換ができます。
隠しカメラを防犯カメラにすることで、犯罪発生を抑止し、横領事件が起こりにくい職場環境へと変えていきます。

二度と横領行為が起こらないようにするために

横領をする人は、何か心の中で理由をつけて犯罪に手を染めます。
経営者に対して【自分たちだけ儲けやがって】、【ギャンブルで勝ったら必ず返そうと思っていた】、【お金を盗める所に置いておくほうがいけない】など、様々な言い訳を聞いてきました。
不正のトライアングルの中で、経営者側が対策をとれるのは横領の機会を奪う、これだけです。
さらにガバナンス強化、社員教育を通して健全な職場にしていきましょう。

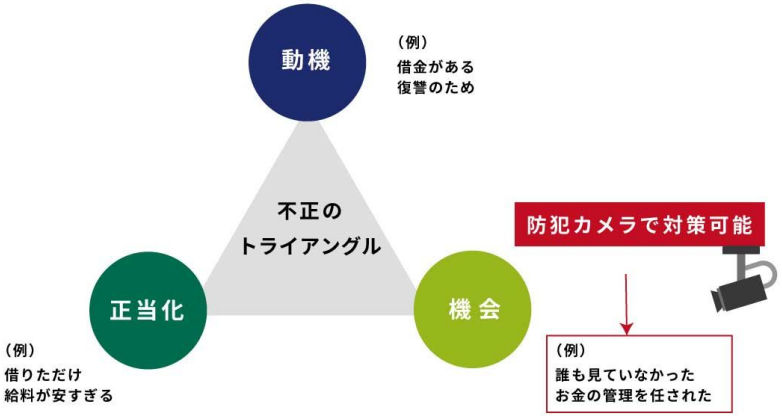

株式会社トリニティー　代表　兼松拓也

実は弊社でも、ずいぶん過去の話になりますが【在庫のカメラを倉庫から盗んで売る】という横領事件が起きたことがありました。証拠を集め、即日解雇を行いました。今では、在庫の一台一台をしっかり管理し毎月チェックを行い横領が起きにくい環境を整えました。どんな業種でも横領事件は起きます。
トリニティーは、お客様の職場環境をカメラで改善し、健全な環境づくりのお手伝いをさせていただきます。何卒、よろしくお願いいたします。